

事 務 連 絡
平成14年5月24日

各都道府県 特別区 市町村
地球温暖化対策担当部局 御中

環 境 省 地 球 環 境 局
地 球 温 暖 化 対 策 課
地球温暖化防止国民生活推進室

「地域協議会温暖化対策モデル事業」募集のお知らせ

平素より、地球環境行政にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、環境省では温室効果ガス排出量の削減を一層促進するため、地方公共団体が地域ぐるみで継続して地球温暖化対策に取り組めるよう、別紙の「地域協議会温暖化対策モデル事業」を実施します。

同モデル事業の目的と同じくする事業等を実施される場合や、同事業の目的にあわせて地域ぐるみの温暖化対策を実施していきたいと考えておられる場合は、別紙様式に必要事項を記入して、下記までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 提出期限：平成14年7月31日(水)

2. 提出資料 (FAX での送付も可)

「温暖化対策診断モデル事業」：様式1

「IT技術利用エコドライブ診断モデル事業」：様式2

「ハイマシ補給・利用システム整備モデル事業」：様式3及び様式4

「脱温暖化モデルプロジェクト」：様式5及び様式6

3. 連絡先

及び：地球温暖化防止国民生活推進室(和田、尾崎)

電話 03-3581-3351 (内線：6794)

FAX 03-3580-1382

及び：地球温暖化対策課(吉川、松田)

電話 03-3581-3351 (内線：6781)

FAX 03-3580-1382

4. 送付先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

別紙

地域協議会温暖化対策モデル事業

1. 事業の目的

地域における地球温暖化対策を推進するため、地域における関係者のパートナーシップ組織である地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の設置を促進するとともに、地域協議会が企画し、実施する地域の特性に則した温室効果ガスの排出抑制等の事業を推進する。

2. 事業の概要

温室効果ガスの排出抑制等のモデルとなる事業を、地域協議会が主体的に企画し、実施する。

3. 対象事業の要件等

(1) 対象事業の要件

以下の条件を全て満たしていること

- ・ 地域協議会が実施する事業であること
- ・ 具体的な削減効果が見込まれること
- ・ 事業実施後の削減効果を評価し公表すること

(2) 地域協議会の要件

以下の条件を全て満たしていること

- ・ 地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、企業、NPO・NGO、地域住民など幅広い関係者が参加すること
- ・ 運営規則を定めること
- ・ 事業の執行・経理を管理する責任主体を定めること

(3) 事業の内容

温暖化対策診断モデル事業(参考1参照)

IT技術利用エコドライブ診断モデル事業(参考2参照)

バイオマスエネルギー供給・利用システム整備モデル事業(参考3参照)

脱温暖化モデルプロジェクト(~ を除く。参考4参照)

4. 事業の実施方法

(1) 上記3.(3) の事業

脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱に基づき環境省が地方公共団体へ事業費の1/2を補助する。

(2) 上記3.(3) 以外の事業

環境省が全国センター又は都道府県センター間と請負契約を締結し、全国センター又は都道府県センターから協議会へ事業費を支出する。
事業費は500万円を目安とし、上限は1千万円程度とする。

5. 今後の予定等

平成14年8月以降 : 事業の選定と請負契約の締結、事業の実施

平成15年3月 : 報告書の提出

参考 1

温暖化対策診断モデル事業

1. 事業の概要

地域協議会が行う温暖化対策の1つとして、温暖化対策診断を一般世帯において実施し、併せて民生部門における温室効果ガス排出実態を把握する。

2. 事業内容

温室効果ガスの排出実態を把握し適切な助言を行うため、一般住宅における家屋構造、屋内施設・機器、当該使用方法（ライフスタイル）等について調査（アンケート＋訪問調査）を行い、その結果に基づき、可能な事項については、訪問時に助言するとともに、その他詳細な事項については、データ解析等の後に詳細な助言を実施する。

対象数としては、一般家庭200～400世帯程度とし、事業実施期間は、平成15年度末（平成16年3月）までとする。

温暖化対策診断を実際に行う者については、地球温暖化防止活動推進員や環境カウンセラー等を活用することにより、適切な診断者を選定するものとする。（ただし、診断員については、適切な調査及び助言のレベルを担保するため、事前に研修等を受講することを予定。）

3. 事業スケジュール（案）

[平成14年度（1年目）]

- ～7月末 : 地域協議会の発足、対象世帯の検討・想定
- ～8月末 : 対象世帯の選定（確定）、実施計画の策定
- 8月～9月末 : 診断員の選定（環境カウンセラー名簿等参照）と研修実施（診断マニュアルに基づき実施）
- 10月（1ヶ月間） : 診断の実施（調査内容は環境省が準備）
- 11月上旬 : 調査データを環境省へ送付
- （・～12月末 : 環境省においてデータ解析等を実施）
- ～1月末 : 診断結果（助言）のフィードバック、
- 2月～ : 温暖化対策診断後の対象世帯のモニタリング調査開始
- 3月中旬 : 14年度報告書の提出・公表

[平成15年度（2年目）]

- （2月）～15年1月 : 温暖化対策診断後の対象世帯のモニタリング期間
- （・ 2月～ 3月 : 環境省においてデータ解析の実施、効果の把握等）
- 3月中旬 : 15年度報告書の提出・公表

4. 留意事項

事業費について前掲の「500万円を目安とし上限は1千万円程度」とあるのは、14年度分を指すものであり、15年度分については別途必要な経費分のみとする。なお、事業の詳細及び経費については、環境省と別途調整することとする。

参考 2

IT 技術利用エコドライブ診断モデル事業

1. 事業の概要

地域協議会が行う温暖化対策の一つとして、自動車における温室効果ガス排出低減型の運転（エコドライブ）を普及させるための IT 技術を利用したエコドライブ診断を一般世帯等において実施し、併せて運輸部門（自家用乗用車）における温室効果ガス排出実態を把握する。

2. 事業内容

民生分野におけるエコドライブの普及促進のため、乗用車を保有している一般世帯を対象に既存の IT 技術を活用したエコドライブ診断を行う。（当該診断は、調査対象とする自動車に、燃料消費率、アイドリング時間、急ブレーキ等のデータ（信号）を収集する簡易機器（環境省が用意）を装着し、運転者に対して、エコドライブをより実践するために必要な情報を運転後に提供するシステムである。）

対象数としては、乗用車 100 台以内とし、事業実施期間は平成 14 年度末（15 年 3 月）までとする。なお、調査対象とする自動車については、調査期間中にほぼ毎日走行することが見込まれることが必要である。

本事業については、「温暖化対策診断モデル事業」と併せて同一地区で行う事も可能である。

3. 事業スケジュール（案）

[平成 14 年度]

- ～ 7 月末 : 地域協議会の発足、対象世帯（自動車）の検討・想定
- 8 月 : 対象世帯（自動車）の設定、詳細実施計画の作成
- 9 月 : 対象世帯への説明
- 10 月～ 11 月 : 自動車への機器取付
- 12 月～ 1 月 : エコドライブ診断の実施（同時にエコドライブ実践の助言）
- 2 月中 : 調査データを環境省へ送付
- （・ 2 月～ 3 月 : 環境省においてデータ解析等を実施）
- 3 月中 : 14 年度報告書の提出と公表等

4. 留意事項

事業の詳細及び経費については、環境省と別途調整することとする。

参考3

バイオマスエネルギー供給・利用システム整備モデル事業

1. 事業の概要

地域協議会が行う温暖化対策の1つとして、バイオマスを利用した新しいエネルギー供給・利用システム等を整備する。

2. 事業の要件等

以下に掲げるバイオマスを利用した新しいエネルギー供給・利用システム等で、システム等を円滑に稼働させるための地域体制を併せて整備すること。

畜産廃棄物のメタン発酵による公共施設等への利用事業

畜産廃棄物をメタン発酵することによりメタンガスを取り出し、電気や熱等に変換し公共施設等において利用するための設備やシステム等の整備事業

生ごみのメタン発酵による公共施設等への利用事業

生ごみをメタン発酵することによりメタンガスを取り出し、電気や熱等に変換し公共施設等において利用するための設備やシステム等の整備事業
木質バイオマス等の利用促進事業

間伐材や廃材のボイラー燃料等としての利用、又はその他のバイオマスの有効利用を促進するための設備やシステム等の整備事業

3. 事業スケジュール

～ 7月	:	地域協議会の発足準備
8月	:	地域協議会の立ち上げ、実施計画の策定
9月～	:	補助金交付申請
3月中	:	実績報告書の提出と公表等

4. 留意事項

事業に関する詳細は、「脱温暖化地域構造改革事業費補助金交付要綱」による。

参考 4

脱温暖化モデルプロジェクト

1．事業の目的

地域協議会が企画・立案したプロジェクトを実施し、併せて、当該プロジェクトによる温室効果ガス排出削減量を把握する。

2．事業内容

温室効果ガス排出削減に寄与する事業（「脱温暖化モデルプロジェクト」。別添例参照）を地域協議会が自ら企画・立案する。

プロジェクトを実施する。

プロジェクトによる削減効果を評価し、公表する。

3．留意事項

プロジェクトの詳細及び経費については、環境省と別途調整することとする。環境省による事業の選定に当たっては、先駆的かつ削減効果が大きいとみられるものを重視する。